

台湾産ウーロン茶の 「残留農薬基準違反」とは何か

戸 倉 恒 信
Tokura Tsumenobu

(国立台湾大学文学院歴史学研究所博士課程在学中)

食品中の残留農薬に対する関心が
高まる中、七月に「輸入食品、残留

農薬、違反8倍」という見出しによ
る新聞報道がなされました。その
主な内容は、昨年五月より一定限度
の残留禁止農薬を明示したネガティ
ブリストに替わり、使用してもよい
農薬の基準値を記したポジティブリ
スト制が実施されてから違反件数は
前年同月比で八・四倍に増加したと
いうもので、さらに報道では残留農
薬基準違反が見つかった主な輸入食
品として、養殖ウナギ(中国産、台
湾産)、ウーロン茶(中国産、台湾

産)、乾燥キクラゲ(中国産)等を
併記しました。

本稿はこの報道内容に批判や修正
を加えようというのではなく、この
種のトピックが必ず言及する「残留
農薬基準違反」ということばによっ
て想起される「モラル格差」として
の消費国と生産国の関係イメージ
特に、国産品は安心(あるいは安全)
であり輸入食品は危険であるという
意象を検証する上で、この度「主な
輸入食品」というカテゴリーへ「昇
格した」台湾産ウーロン茶という項
目に照準を合わせます。生産地の側

から日本のポジティブリスト制とそ
の基準値をピンポイントに比較
し、この種の報道につきまとう「尾
ひれ」の思惟構造について省察を試
みようとするものです。

まず、現在日本で輸入時に行われ
ている台湾産ウーロン茶に対する検
査命令の実施経緯から説明しますと、
昨年九月に(株)アプリスが、そして同
年十月に山一貿易(株)が輸入したウー
ロン茶(半発酵茶)から、厚生労働
省が設けている「暫定基準」の〇・
一㎍を超える殺虫剤プロモプロピレ
ートが検出されたことにより、同省

は同年十月十二日以降に輸入される
台湾産ウーロン茶の該農薬残留に対
する抜き取り検査を一〇〇%実施す
る決定を行いました¹⁾。

しかし、基準値の超えたものを取
り締まるという原則からすれば、ネ
ガティブリストとポジティブリスト
との間に機能的な差異はないはずで
あり、したがって単に命令検査の実
施状況のみを叙述するだけでは、違
反事例が「前年同月比で八・四倍」
に達する理由を知ることができませ
ん。そこで、まず昨年九月から段階
的に問題視されるようになったこの

プロモプロピレートが、台湾でどのように扱われていたかを把握した上で、ポジティブリスト制が発揮している「取り締まりの効果」について考えてみることにします。

台湾では日本がポジティブリスト制を導入する前の二〇〇四年に、(財)消費者文教基金会在、市場に流通しているウーロン茶の実態調査を行っている、同年九月に「天仁茗茶」が販売する「金波凝香清烏龍茶」から〇・二一㎍、「新東洋」の「凍頂烏龍茶」から一・三六㎍、そして「振信茗茶」の「春語烏龍茶」から〇・九六㎍のプロモプロピレートが残留不可農薬として検出されたことを公表しています⁹⁾。つまり昨年九月以降に日本で問題となった台湾産ウーロン茶の該薬剤残留違反は、現地ではすでにその二年前から公にされていたことであって、実際には日本が昨年のポジティブリスト制導入を機に、この生産地での残留農薬基準違反の問題を日本国内でピックアップしたということだったのです。言い換えれば、輸入時にネガティブリスト制を通過していたところは、台湾産ウーロン茶のプロモプロピレート残留の可能性

や、その関連情報が日本の最終消費者へ届けられることはなかったのです。

しかし、それにしてもなぜ国内で残留可農薬のプロモプロピレートが明記されたポジティブリスト制へ移行することにより、現地でお茶に対する基準値のない薬剤を取り締まることができるようになったのでしょうか？ ここに日本の制度移行の「意味」を読み取ることが出来ます。まず残留農薬の基準値は、一部の薬剤を除き、各国がそれぞれの風土に合う施薬対象と基準値を自主的に決めていたため、ほとんどの薬剤については輸出国と輸入国で合意された統一基準というものはなく、基準値は「相対的」なものに過ぎないのです。ですから、仮に一方が己の数値にのっとるべきであるなどと主張すれば、非関税貿易障壁として政治問題化しないとも限らない要素を制度自身が包含しているのです。そこで、生産地の側で基準値のない残留不可農薬に対して基準値を設定すれば、双方の関係からいえば日本の規制は消極化するものの、相対基準の間で判断に苦慮し取り締まりの効果

が上がりえないという状況に向き合うよりも、「相手の基準値を尊重している」ことを盾に、生産地における違反項目について積極的に取り締まることができるといふ効果がポジティブリストには期待できるというわけです。言い換えれば、新たに「暫定基準」を設けることで、特に輸入品に対する積極的な取り締まりを行えるようになったのです。

ただ、「残留農薬基準違反」という問題に言及する際、それがポジティブリスト制の発揮する取り締まり効果「だけ」から思考されてよいものなのか？ という根本的な問題は依然として残されたままです。つまり私達が真剣に向き合うべきことは、相手国の基準値を「尊重しながら」取り締まることのできる「法的効果」と、この薬物が残留した食品の持つ「実際の毒性」(安全性)への吟味、そして国や地域を問わず最終消費者が残留農薬基準違反に対して抱く「モラル違反」のイメージとの間では、この三者の起源と帰結ははっきりしているのではなく、現実にはそれぞれが勝手に独り歩きしているか、あるいはそれらが混同されて

いるというのが現状ではないのか？ ということです。

そこで、三年前に台湾の公的検査機関である農業委員会農薬毒物試験所が、(財)消費者文教基金会から寄せられた上述の報道に対し、行政側の公式見解として行った公告内容を確認しておくことにします。

九月末、消費者基金会在が茶葉に対して残留農薬の抜き取り検査をした結果、法規制上茶樹に対する使用登記のない殺虫剤プロモプロピレートが検出され、この報道によって消費者は該薬剤に対する残留の毒性を危惧し始めました。そして甚だしきは、「該薬剤は熱湯を注いでも分解されないために禁止薬剤となっている」や、あるいは「毒性が強く肝臓がんを引き起こす」といった情報が流されています。しかし、事実はプロモプロピレートは三十年余りもの間流通している防ダニ用薬剤で、毒性も低く、発がん性は確認されていません。そして最も重要なことは、仮に茶葉に残留していても、お湯を注いだ後、茶水中に農薬が流出

することはなく、従って消費者がプロモプロピレートの残留したお茶を飲むことはないということである。

(中略)

国内の農薬登記は、業者によって防止対象が申請され、各農業関係者が実際にフィールドで防止効果を見極めた上で、薬害に対する観察と残留量の減退試験を行い、審査が通過した後使用方法和安全採取期が詳細に規定されて、はじめその農薬が該類作物上に使用できるようにするのが。衛生署は、プロモプロピレートが登記されている使用作物および残留許容量を告示していますが、国内では茶樹に対する登記がないため、安全基準がなく、法的には検出されてはならないということになっています。しかし、プロモプロピレートの茶葉への残留問題とは、薬剤の非合法的使用が不可であるという意味から検出されてはならないのであって、その毒性から判断して残留してはならないという意味なのではありません。

(以下省略)⁽⁴⁾

この公告は、プロモプロピレートが脂溶性の強い薬剤であり、散布後に葉のろう質が多い部位や果皮等へ残留しやすいため、茶葉を熱水に浸したとしても流出し難い性質を持っていること、言い換えれば、これはプロモプロピレートに汚染された茶葉を嗜好品として使用した場合、それを直接食さない限り体内に摂取されることはないという一定の科学的根拠を基に提出されています。しかし、薬剤の非合法使用とは「区別して」毒性の低さに言及するところに、この政府機関から出された公告の社会的教育的意味があり、さらには農薬の残留許容量の成り立ち方からいえば、薬剤を取り扱う業者によって施薬対象が申請許可されない項目には基準値もないという部分に、日本の「暫定基準」を積極使用するポジティブリスト制のつけ込む隙があったのではないかと、ということを変更して省察する必要があります。つまり、そもそも両者の基準値の成り立ち方が「相対的」である部分を度外視し、制度の差異を逆手に取る手法が非関税貿易障壁にならないと断言できないのではないかとという疑念で

す。そう考えると、仮に台湾の行政が正攻法として「毒性の低さ(すなわち安全性)」を根拠に該薬剤の残留基準値を新たに設定した場合、日本での該薬剤の「取り締まり効果」は前年同月比で減少し始めるであろうことは火を見るよりも明らかです。それでは、近年日本で叫ばれる「食の安全」という概念の中身に對する「吟味省略の現状」を知る上で、台湾行政院農業委員会が推進している「対日輸出農産物の残留農薬対策」を確認した上で、日本のポジティブリスト制が抱える問題点について考えてゆくことにします⁽⁵⁾。

原則④…日本と台湾の双方でともに残留値への基準値が決められていて、かつ台湾の基準値が日本と同じか、あるいはそれよりも厳しい薬剤を農家へ優先使用させる。そして安全となる収穫期については台湾における基準を採用する。

原則⑤…日本の許容量が台湾のそれよりも厳しい薬剤を使

用する場合は注意が必要なため、農業改良試験場および農業委員会が農家に対し技術的な指導を行う。

原則⑥…日本の基準値が台湾のそれよりも厳しい薬剤を使用する場合(リストに記載のない薬剤を含む)、農業委員会および農業改良試験場がその代替薬剤についての指導を行う⁽⁶⁾。

この三つの原則に一貫されている理念は、①台湾の法基準を順守し、②台湾の基準値が日本と同じかあるいは日本よりも厳しい薬剤を農家へ優先使用させるということです。ここで強調しておきたいことは、茶農家は自分の畑で摘採される茶葉が日本へ輸出される可能性を事前に認識している場合、この農家は少なくとも台湾の農業行政によって指導されている推薦農薬が、日本の基準値を下回る「取引上安全」な薬剤に設定されていることを知識として持っているということ。つまり、台湾における対日輸出品に関する指導原

表1 原則④の推薦農薬(38種)

国際的な名称	台湾での名称(別称)	日本での名称	台湾基準値 (ppm)	日本基準値 (ppm)
Acetamiprid	亞滅培水溶性粉劑(天威)	アセタミプリド	2.0	50
Acrinathrin	阿納寧可濕性粉劑(億路發)	アクリナトリン	2.0	10
Alphacypermethrin	亞滅寧乳劑(閃克)	アルファーシベルメトリン	2.0	20
Bifenthrin	畢芬寧粉劑(地王星)	ビフェントリン	2.0	25
Buprofezin	布芬淨(布芬第滅寧乳劑:大展)	ブプロフェジン	1.0	20【暫】
Carbendazim	貝芬替	カルベンダジム	1.0	10【暫】
Cartap	培丹可溶性粉劑(保鏢)	カルタップ	1.0	30【暫】
Chlorfenapyr	克凡派水懸劑(好光景)	クロルフェナピル	2.0	50
Chlorfluazuron	克福隆乳劑(愛扶農)	クロルフルアズロン	5.0	10
Chlorpyrifos	陶斯松乳劑(蟲煞)	クロルピリホス	2.0	10
Cyfluthrin	賽扶寧水基乳劑(拜樂精)	シフルトリン	5.0	20
Cyhalothrin	賽洛寧乳劑(功夫)	シハロトリン	2.0	15
Cypermethrin	賽滅寧	シベルメトリン	2.0	20
Deltamethrin	第滅寧(布芬第滅寧乳劑:大展)	デルタメトリン	5	10
Diafenthiuron	汰芬隆可濕性粉劑(金勇)	ジアフェンチウロン	5.0	20
Difenoconazole	待克利	ジフェノコナゾール	5.0	10
Diuron	達有隆	ジウロン	0.2	1【暫】
Etoxazole	依殺蟻水懸劑(喜相逢)	エトキサゾール	1.0	15
Fenpropathrin	芬普寧乳劑(速滅) 芬普寧可濕性粉劑(掃滅寧)	フェンプロパトリン	10	25
Fenpyroximate	芬普蟻水懸劑(蟻效)	フェンプロキシメート	5.0	10
Flucythrinate	護賽寧乳劑(保您富)	フルシトリネート	10	20
Fluvalinate	福化利	フルバリネート	5.0	10
Glyphosate	嘉磷塞	グリホサート	0.1	1.0
Halfenprox	合芬寧膠囊懸著液(農有發)	ハルフェンブロックス	5.0	10
Imibenconazole	易胺座可濕性粉劑	イミベンコナゾール	2.0	20
Imidacloprid	益達胺溶液(鐵沙掌)	イミダクロプリド	3.0	10【暫】
Isoxathion	加福松乳劑(加福斯)	イソキサチオン	5.0	5【暫】
Methidathion	滅大松	メチダチオン	0.5	1【暫】
Methomyl Thiodicarb	納乃得溶液(農特寧) 硫敵克	メソミル チオジカルブ	1.0	20【暫】
Milbemectin	密滅汀乳劑(天官)	ミルベメクチン	2.0	2【暫】
paraquat	巴拉刈	パラコート	0.2	0.3【暫】
Permethrin	百滅寧乳劑(滅多寧)	ベルメトリン	10	20
Pyridaben	畢達本可濕性粉劑(勝蟻)	ピリダベン	5.0	10
Pyrimidifen	畢汰芬水懸劑(蟻攏死)	ピリミジフェン	1.0	5【暫】
Spinosad	賜諾殺水懸劑	スピノサド	1.0	2
Thiamethoxam	賽速安	チアメトキサム	1.0	20【暫】
Tridemorph	三得芬乳劑(克力生)	トリデモルフ	20	20【暫】
Triflumizole	賽福座可濕性粉劑(多富民)	トリフルミゾール	5.0	15

表2 原則④の農薬（8種）

国際的な名称	台湾での名称	日本での名称	台湾基準値 (ppm)	日本基準値 (ppm)
Chino-methionat	蟻離丹	キノメチオナート	0.2	---
Fenazaquin	芬殺蟻	フェナザキン	20	---
Fluazifop-butyl	伏寄普	フルアジホップブチル	0.2	---
Haloxifop-methyl	甲基合氟氫	ハロクシホップメチル	0.1	---
Mevinphos	美文松	メビンホス	1.0	---
Naled	乃力松	ナレド	2.0	---
Oxine-copper	快得寧	オキシ銅	其他の農作物を参考	---
Retenone	魚藤精	レテノーネ	2.0	---

則は、日本で一般的に考えられているような、単に輸入国（日本）側の基準にのっとればいいという「緩い内容」なのではなく、まず「自国の法基準を順守」した上で、さらに「相手国の基準値を尊重」した推薦薬剤の選定が行われているという点に注意が必要です。ポジティブリスト制から派生する意旨を論旨とする本稿では、農家が認識する推薦薬剤と実際に散布される薬剤とが必ずしも一致しないという偽造品や不純物の問題、またドリフト（飛散農薬）の問題は論じませんが、本稿で思考したいことは、輸出品としてのお茶の検体に対する残留検査を行った場合、その結果にはおおむね上記の表1内の項目が中心にあらわれること、そして双方の数値格差から「安全性」をいかに問うべきかということなのです。

例えば、チャドクガ対策等に広く使用されているペルメトリンでは、日本の基準値は

台湾の二倍、さらに毒性が「劇物」のカテゴリーに入る殺虫剤メソミルの基準値は台湾の二十倍あり、この基準設定では台湾の生産現場で使用頻度の高い推薦農薬の残留超過を問題化することはほとんど不可能な内容となっています。従って、表1の薬剤が台湾の基準値内であられるのが一般的な傾向であるとすれば、消費者が抱くイメージとしての「モラルの格差」とは背反するこの「基準値の格差」の意味を、制度が抱えるゆがんだ問題として把握しておく必要があります^⑧。

では、実務上必要な知識として、台湾産ウーロン茶を輸入する際に警戒すべき農薬、特に一律基準〇・〇一㎍以下として規制されている薬剤と日本の基準値が台湾のそれよりも厳しい薬剤を、「制度順守」という意味から列挙しておきます。まず残留数値が〇・〇一㎍以下に規制されている薬剤ですが、実際には表2に挙げる八種にとどまっています^⑨。

この中で、農業委員会が上述の「対日輸出農産物の残留農薬対策」を発表する以前に推薦使用農薬と位置づけていた薬剤は、キノメチオナート、フェナザキン、メビンホスおよびオキシ銅で、対日輸出対策指導の行き届いていない旧慣農家で摘採された茶葉からは、これらの項目に残留数値のあらわれる恐れは排除できません。ただ、仮にその残留数値が「制度順守」という意味で台湾の基準範囲内であった場合、日本側の判断は消極的にならざるを得ないのではないかと思われます。なぜなら、いうまでもなく台湾においては基準値違反ではないからです^⑩。これを類推すれば、原則④内の農薬が検出されたとしても、それが台湾の基準値内であれば、少なくとも「モラル格差」としてイメージ化される根拠にはならないといえます。

本稿は台湾産ウーロン茶が「安全」であるというような恣意的な主張を行おうとしているのではありません。繰り返しますが、台湾の行政機関は三年前に茶葉に残留しているプロモプロピレートについて、毒性は低く発がん性も認められておらず、仮に茶葉に残留していても茶水中に流出することはない旨の公告を行っています。まずそれを踏まえた上で、原則④の「日本の基準値」レ

表3 原則⑧の推薦農薬（9種）

国際的な名称	台湾での名称	日本での名称	台湾基準値 (ppm)	日本基準値 (ppm)
Carbaryl	加保利	カルバリル	2.0	1【暫】
Carbofuran	加保扶	カルボフラン	1.0	0.2【暫】
Diazinon	大利松	ダイアジノン	2	0.1【暫】
Fenitrothion	撲滅松	フェニトロチオン	0.5	0.2【暫】
Fenvalerate	芬化利	フェンバレレート	5.0	1.0
Linuron	理有龍	リニュロン	0.5	0.02【暫A】
Phosalone	裕必松	ホサロン	5.0	2【暫】
Quinalphos	拜裕松	キナルホス	2.0	0.1【暫】
Trichlofon	三氣松	トリクロルホン	2.0	0.50

表4 プロモプロピレートの命令検査により輸入差し止めとなった事例

確定月	輸入者名	残留数値	製造者名
9月	(株)アプリス	0.3ppm	TEH HONG TEA CO.,LTD
10月	山一貿易(株)	0.2ppm	SHA KENG TEA MANUFACTORY
11月	(株)中華菜館五福	0.2ppm	KING NAN CHAN ENTERPRISE CO.
:	(株)日本住環境	0.2ppm	ASIA EAST TEA MANUFACTORY CO.,LTD.
12月	(株)ツトムTTM	0.9ppm	MS.CHIANG LI HSIA
1月	(株)アイエヌティー	0.4ppm	PEI PU TEA FACTORY
:	(株)中央茶業公司	1.1ppm	YUAN GIE HSIN TEA CO.,LTD.
:	(株)中央茶業公司	0.2ppm	YUAN GIE HSIN TEA CO.,LTD.
2月	(株)日本住環境	0.2ppm	BIORICH INTERNATIONAL CORP.
3月	野々川物産(株)	0.2ppm	TAIPEI TEA ENTERPRISE CO.,LTD.
4月	(株)東食	0.2ppm	BETOU MIAOLI TEA FACTORY
5月	(株)プレス・オールターナティブ	0.2ppm	CHUNG SHEN TEA FACTORY
:	(有)安倍野	0.5ppm	KENG PING INC.
6月	アサヒ軽金属工業(株)	0.2ppm	MEEGEE ENTERPRISE LTD.
:	M & T SHOP	0.5ppm	HE JI CHA YE
:	(有)伍福寿新店	0.3ppm	NANTO-KEN CHASYOGYO DOGYO KO KAI
7月	(有)パンダデザイン	3.0ppm	XING-CHA TEA HOUSE

厚生労働省『輸入食品監視業務』ホームページより抜粋（2007年7月31日現在）

ベルと、表4の厚生労働省が公開している「輸入差し止めとなった事例」の基準値違反レベルをあえて意識的に比較した場合、果たして台湾産ウーロン茶にどれほどの「モラル格差」が残留しているのか、それを実証する根拠はないということ、その数値内容から問いかけてみたいのです。

私たちはまず、実際にプロモプロピレートの残留が○・1ppm以上確認された事例について、廃棄や積み戻し命令をこの薬剤の毒性と危険性、すなわち「食の安全」から要求できない限り、該制度

の順守から「道徳的関心」を示す思考をやめ、「残留基準違反」を前にして沈黙しなくてはならないということとです。冷静になって思考するべきことは、国家が消費者団体と公然と対峙することもない日本の社会原理の中に、そもそもわが国の地方自治体や公的機関が、法的効果と薬剤の毒性、そして消費者が残留農薬基準違反に対して抱くモラル違反の分別を促すような機能が備わっているのか？ という問いです。

危惧すべき日本の社会現状とは、官庁が導入した単なる「暫定」的な実定法によって、事業者が一斉に残留農薬検査を行い、基準値成立の相対性や中身を吟味することなく、関心事のすべてをこの国内法に依拠した残留農薬基準違反か否かの一点に集中させ、そして自らを「モラル評定」できる審査員へと昇格させていることです。その結果、この「不快を呼び起こす」食品に廃棄や積み戻しが決定され、輸入食品と国産品、あるいは生産国と消費国との「モラル格差」のイメージを増幅させる作業へと、社会構成員のすべてが加担してしまっているということではな

いのでしょうか？

参考文献および注

(1) 『毎日新聞夕刊』(二〇〇七年七月九日)。

(2) 厚生労働省『輸入食品監視業務』ホームページより。「暫定基準」とは、厚生労働省がポジティブリスト移行時に、これまで残留基準がなかったものや、制度導入決定から開始までの時間内に必要とされる毒性試験などの諸データが十分に集められていない薬剤について、暫定的に設けた数値基準のことを指します。

(3) 中華民国消費者文教基金会『消費新聞』(<http://www.consumers.org.tw> : 二〇〇四年九月二四日)の報道を参考。

(4) 行政院農委会農業藥物毒物試験所『「新殺蟻」毒性低、不致癌、茶水泡不出来』(<http://www.tactri.gov.tw/hdocs/agripp/931004.a.sp>)を参考。筆者翻訳。

(5) ある安全学の著書では、『「安全」の行為プログラムの定義』としてこれを「今の状態のままであれば、あるいは特定の方法で行動す

れば、生存の危機に陥ることを免れないかもしれないと懸念するとき(危険を認識するとき)、新しく目指すべき状況、条件を見極め(所期目的の設定)、そこに至る過程の諸条件を十分に勘案し、変えるべきものは変え、変えてはいけないものは変えずに譲りながら(①所期目的の成就と②その他に支障のないこと)、上手に新しい状況に移行ないし適応してゆくこと(先に記した二つの目的の同時成就)」と定めています。辛島恵美子・『薬と食べ物と水』(東京、理工図書、二〇〇七年五月)一六四ページ。

(6) 台湾行政院農業委員会『茶葉宣導講習会参考資料』三ページ、筆者翻訳。

(7) 表内の記号【暫】とは、厚生労働省がポジティブリスト移行時に残留基準がないものについて暫定的に設けた数値を指し、また【暫A】とは、この【暫】のうち、地方公共団体等における監視指導のために開発されている分析法の状況を考慮し、一律基準(〇・〇一㎍)までの分析が困難と考えられる農

薬について、それぞれの定量限界に相当すると考えられる値をもって実質的に一律基準に代わる基準として設定されたものを指しています。

(8) 「お茶」について、日本では二百七十八種の農薬に許容量を設け、その規定を超えるものは流通させてはならないとしているのに対し、台湾では五十五種の農薬に許容量を定め、それ以外の項目は検出されてはならないとしています。日本のポジティブリスト制が抱える構造的な問題は、仮に日本の農政が台湾に対し、この「輸出農産物の残留対策」の方法を援用した場合、行政は原則⑧の薬剤(九種)のみをもって農家へ指導しなくてはならなくなる部分にあります。

つまり制度の移行が、「輸入品」に対する取り締まり効果を重視してなされただけに、自国の農産品が輸出される場合には却って制約が増えるという問題を抱えているのです。

(9) 行政院農業委員会『茶葉宣導講習会参考資料』九一一ページ。

(10) 本稿では「産地偽装」への言及は

避けませんが、ここで筆者が『「制度順守」という意味で台湾の基準範囲内であった場合」という表現を意識して使用した背景には、事業者が「ベトナム」や「中国大陸」から輸入されるウーロン茶を、「台湾産」と偽って日本へ輸出している可能性が否定できないからであり、そもそも政府間レベルで「モラル違反」として厳格に追跡されるべき事柄は、形式的な「食の安全」追及である「残留農薬の基準値違反」云々よりも、むしろこの種の「虚偽報告」の問題ではないのかと思われるからです。最近、台湾に輸入された「ベトナム産のウーロン茶」から、殺虫剤ジコホル(Dicofol)が検出され、残留不可農薬違反として廃棄又はシップバックの処置は取られています。このジコホルはプロモプロピレートと同様、台湾でも流通している農薬なので、日本のポジティブリスト制が「網にかける」に適している項目であると言えます。二〇〇七年七月二七日付、中央廣播電台『進口越南茶檢出禁用農藥 衛署遲未發警訊挨批』を参

考。(http://news.msn.com.tw/news190588.aspx)

(1) 例えば、二〇〇六年九月一三日、福岡市教育委員会は給食用の「中国産キヌサヤ」から基準値を超過する農薬メタラキシルが検出されたことと、この食材の一部が給食に使用されたことを公表し、併せて「健康被害の恐れはない」旨を説明しました。しかし同月二二日に更新されたホームページでは、市民の行う「イメージ」作業に耐えかねてか、輸入野菜を使わざるを得ないこと、自主検査をこれまでも行ってきたことなどを解説した上で、「自主検査の目的や趣旨を理解していない不適切な行為があった」や「当面、中国産冷凍野菜の取り扱いは見合わせる」などの「おわび」をしています。このようになし崩し的に「状況適応」する過程は、日本の社会教育が正常に作用しない構造問題を問いかけるに相応しい一例であるといえます。(株)食品科学広報センターのホームページを参考。(http://www.fsic.co.jp/mm060926.htm)